

別紙1

データ利活用基盤構築業務委託仕様書

令和4年7月

山梨県

目次

1. 業務の概要	1
(1) 業務名	1
(2) 目的	1
(3) データ利活用基盤の概要構成図	1
(4) 業務の概要	2
(5) 基本方針	3
(6) 履行場所	3
(7) 履行期限及びスケジュール	3
2. 機能等要件	4
(1) ハードウェア要件	4
(2) 利用者及び動作環境	4
(3) データ利活用基盤の機能	4
① データ利活用基盤で備えるべき機能	4
② その他の機能要件	6
③ 機能要件に係る留意事項	8
3. 非機能要件	9
(1) 性能要件	9
(2) 柔軟性・拡張性	9
(3) 信頼性・可用性	9
(4) セキュリティ対策	10
4. 委託業務内容	10
(1) データ利活用基盤の設計、構築に係る作業	10
(2) データ利活用基盤へのデータの登録とAPIの実装	11
(3) マニュアルの作成と講習等の実施	12
5. 作業要件	12
(1) 作業体制	12
6. 運用等要件	13
(1) 利用要件	13
(2) 運用支援等	13
7. 成果物	13
(1) ドキュメント等の一覧	13
(2) 事前承認	14
(3) 作成上の注意	14
8. その他	15
(1) 情報セキュリティ要件	15
(2) 機密保持	15
(3) 知的財産権の帰属等	16
(4) 業務の再委託	16

(5)	契約不適合責任等	17
(6)	遵守事項	17
(7)	デジタル田園都市国家構想推進交付金事業	17
(8)	特記事項	17

1. 業務の概要

(1) 業務名

データ利活用基盤構築業務

(2) 目的

デジタル社会では、データが価値創造の源泉となり、データの収集から分析、新しいサービスや業務での活用に至るデータ利活用サイクルを確立し、循環させていくことが重要である。現在、それぞれの分野、それぞれの主体における取り組みは進みつつあるが、データを横断的に利用する、データを流通させるという観点での横断的な取り組みはこれからという状況である。

このことから、様々な主体が有する多様なデータを収集・共有・活用を可能とするデータ連携基盤を構築し、利活用環境を整備することで、県や各市町村が保有するデータを横断的に収集して利用者目線に立ったサービスの提供、様々なウェブサイトやアプリにデータを提供することで正確な情報の速やかな拡散を行うなど、データ利活用のモデルを示し、県内におけるデータ利活用を促進することを目的とする。

(3) データ利活用基盤の概要構成図

以下に、本事業で想定しているデータ利活用基盤の概要構成図を示す。なお、本業務で言うデータ利活用基盤とは、スマートシティの中核となる都市OSにおけるデータ連携基盤のことである。

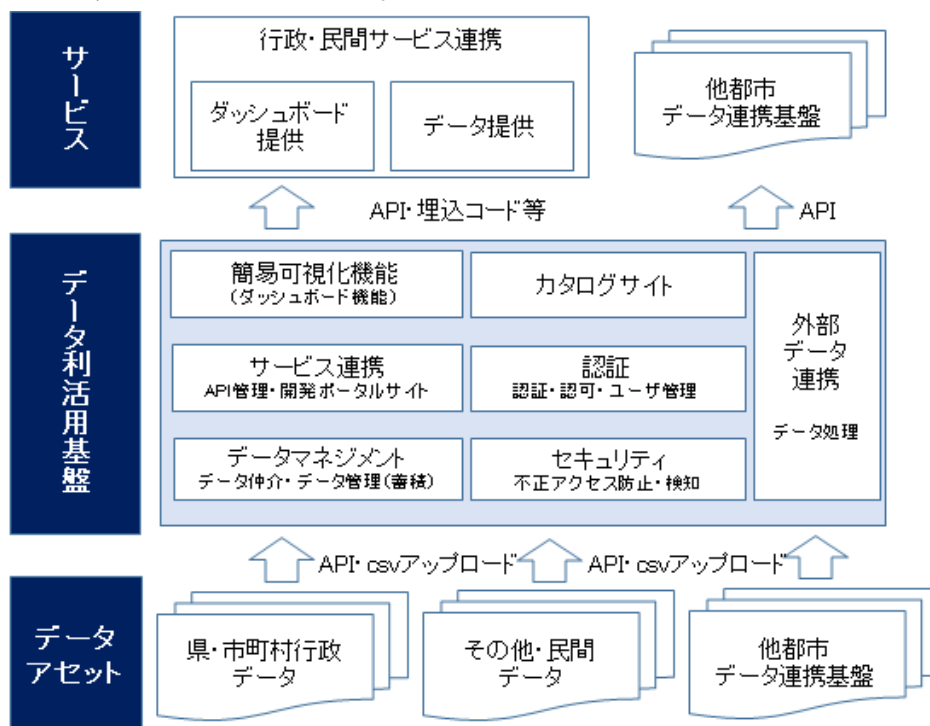


図 1 データ利活用基盤概要構成図

(4) 業務の概要

ア データ利活用基盤の構築

受託者は、データ利活用基盤を構築することとし、各種要件は「2. 機能等要件」、「3. 非機能要件」、「4. 委託業務内容」「5. 作業要件」を参照すること。

イ データ利活用基盤へのデータ登録

受託者は、初年度にデータ利活用基盤で利用可能とするデータ登録を行うこととし、詳細は「4. (2) データ利活用基盤へのデータの登録とAPIの実装」を参照すること。

ウ データ利活用基盤の技術運用支援

受託者は、データ利活用基盤の各機能説明、操作支援、技術的な問い合わせ対応（障害も含む）等、技術的な支援および運用に係る支援を行うこととし、詳細は「6. 運用等要件」を参照すること。

エ 本業務で想定するシステム構成は図2のとおり。（本業務の範囲はデータ連携基盤部分）

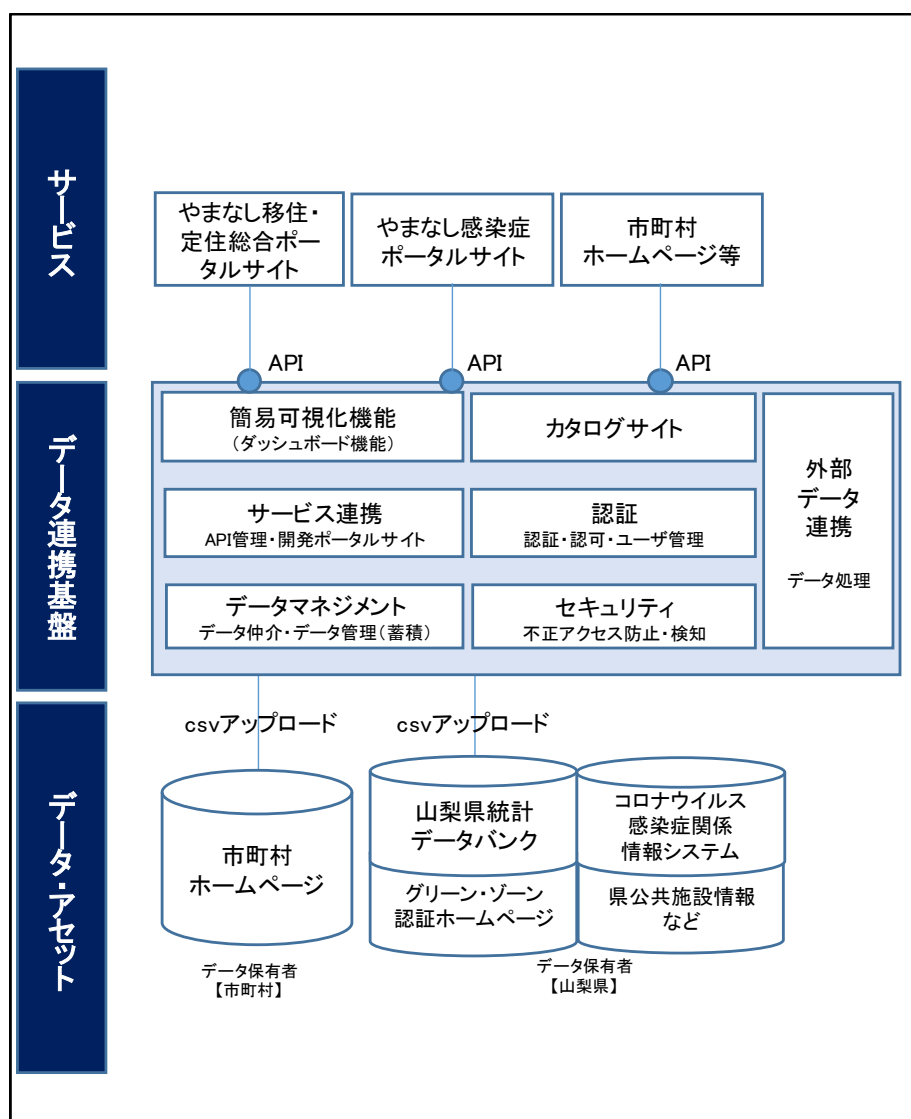


図2 データ利活用基盤システム構成図

(5) 基本方針

データ利活用基盤構築業務の基本方針は次のとおりとする。

- ア 行政の保有するオープンデータ等について、データの蓄積・参照・活用を可能とするためのデータ利活用基盤を構築する。
- イ 内閣府が公表する、「スマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー」（以下、「ホワイトペーパー」という。）に準拠し構築するものとする。
- ウ データ利活用基盤は将来性を考慮したシステム環境が提供可能なパブリッククラウド上で、オープンソースである「FIWARE」等、デジタル田園都市国家構想推進交付金デジタル実装タイプ TYPE2 の要件に沿って構築するものとし、クラウドサーバーやストレージ等の機器の設置については日本国内とする。
- エ データ仲介（ブローカー）機能は、デジタル庁が開発・提供する「データブローカー機能」を採用するものとする。
- オ ID を付与されたデータ利活用基盤の利用者（以下、「利用者」という。）が作成可能な簡易可視化機能を実装し、連携するサービスに対しダッシュボード（地図、グラフ等）形式のデータ提供を行う。
- カ 初年度に連携するサービスとして、やまなし移住・定住総合ポータルサイト、やまなし感染症ポータルサイトを想定しており、ポータルサイト側の改修は本業務とは別途対応する。
- キ 利用可能なデータやAPIの仕様を公開するカタログサイトを構築する。
- ク データの提供はオープンAPIにて提供するものとするが、これに限らず、埋込コード方式など、連携先のサービスの状況に柔軟に対応しながらデータ提供を可能とする。
- ケ データの登録については、まず、山梨県及び市町村の保有するデータをcsv形式でアップロードすることとし、将来的にはオープンAPIで自動連携することとする。
- コ データの登録方法や簡易可視化機能の利用方法等についての講習等を行い、利用者のデータ利活用を支援する。
- サ 計画的なメンテナンス等を除き、24時間365日稼働とする。
- シ セキュリティ対策やバックアップ処理も含め、データ利活用基盤の保守管理については、受託者が実施する。

(6) 履行場所

山梨県庁内及び知事が指定する場所

(7) 履行期限及びスケジュール

令和5年3月31日を履行期限とする。

データ利活用基盤の構築業務のスケジュールは、以下を目安とする。

- ・ 構築業務期間：契約日から令和5年1月31日
- ・ 運用業務期間：令和5年2月1日から令和5年3月31日

2. 機能等要件

(1) ハードウェア要件

データ利活用基盤は、パブリッククラウド上での構築を想定しており、稼働に必要なサーバ環境等は受託者が設計し、動作させること。

(2) 利用者及び動作環境

データ利活用基盤の利用者は、県の職員や市町村職員等100名程度であり、APIによりデータ連携等を行うシステムは当初20程度と想定しているが、利用が拡大した場合に対応可能な構成とすること。

なお利用者の内、県の職員は業務に使用する一人一台パソコンから主に利用することとなる。なお、一人一台パソコンの性能及び環境は表1のとおり。

表1 一人一台パソコンの性能及び環境

項目	性能及び環境
CPU	Intel(R) Core(TM) i5-8250U
メモリ	4.00 GB
OS	Windows 10 Pro
標準ブラウザ	Microsoft Edge
PDF 閲覧	Adobe Acrobat Reader DC
Microsoft Office	Microsoft Office Standard 2016

(3) データ利活用基盤の機能

① データ利活用基盤で備えるべき機能

ア 基本的な考え方

データ利活用基盤は、ホワイトペーパーの「7.1.1 都市OSの特徴」に提示されている、「相互運用」、「データ流通」、「拡張容易」を満たすものとし、オープンソースである「FIWARE」等により構築すること。

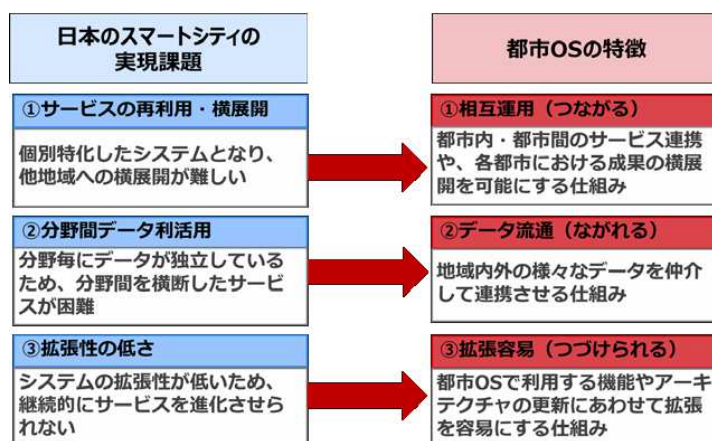


図3 構成要件（出典：ホワイトペーパー（図7.1-2））

イ データ利活用基盤の構成要素

データ利活用基盤は、ホワイトペーパーの「7.1.2.4 都市 OS のスマートシティリファレンスアーキテクチャ」に提示されている「都市 OS の機能群」の各要素に準じることとし、今回の業務範囲外の要素については、今後拡張可能とすること。

表 2 構成要素（出典：ホワイトペーパー（表 7.1-5））

構成層	機能群	定義
機能 (サービス)	サービス連携	都市 OS 上で動作する各種サービスと連携する機能や API を提供。共通サービスやオープン API を提供し、API 管理や都市 OS 間連携の機能を持つ。
	認証	利用者、または、スマートシティサービス、他都市 OS に対して、用途に応じた認証方法を提供。認証・認可やユーザ管理の機能を持つ。
	サービス マネジメント	都市 OS 上で動作するスマートシティサービスを管理する機能を提供。サービス管理やサービス利用履歴管理の機能を持つ。
データ	データ マネジメント	都市 OS に保存・蓄積するデータの管理や、地域内外に分散されたデータを仲介する機能を提供。データ仲介やデータ管理の機能を持つ。
データ連携	アセット マネジメント	都市 OS と連携するスマートシティアセットや他システムの管理と、スマートシティアセットへの制御を実行する機能を提供。デバイス管理やシステム管理の機能を持つ。
	外部データ 連携	スマートシティアセット、または、他システムとのインタフェースを管理し、データフォーマットやプロトコル差異を吸収する機能を提供。データ処理やデータ伝送の機能を持つ。
共通機能	セキュリティ	都市 OS の内外部の脅威から都市 OS を防御するために必要な機能を提供。
	運用	都市 OS の IT システム運用に必要なシステム管理機能や管理プロセスを提供。

ウ データ利活用基盤に備えるべき機能

データ利活用基盤に備えるべき機能の詳細については次のとおりとする。

- データカタログサイト（※1）

データ利活用基盤を通じて、収集・蓄積されているデータの種を一覧化し、そのデータへのアクセス方法などを公開するデータカタログサイト機能。なお、FIWARE と連携可能な CKAN 等をベースに構築すること。

- 簡易可視化機能（グラフ化、地図化）（※2）
データ利活用基盤に簡易可視化機能を持たせ、蓄積されている情報をマッシュアップしグラフ化したり、地図上に表示させ、連携先のサービスに提供できる機能
- API ライフサイクル管理（※3）
API のライフサイクル（登録、参照、変更、削除）を管理できる機能
- ユーザ管理（※4）
利用者の認証を行い、それぞれに与えられた権限に基づいて利用可能な機能を制御する機能
- データ仲介（※5）
データ利活用基盤においてデータを処理（登録・参照・更新・削除）できる機能
- API によるデータ提供、データ取得（※6）
API により、データ利用基盤からデータを提供したり、外部のシステム等からデータを取得する機能

② その他の機能要件

2（3）①ウに示した機能に加え、データ利活用基盤として機能するために必要と想定する機能は、以下のとおりである。ただし、任意とした機能についても必要に応じて追加することは可能とする。

なお、実装要否に記載された※印は2（3）①ウに示す機能で対応すると考えられるものである。また、必須とした機能についても、協議により、別の手段により代替することも可とする。

表 3 ホワイトペーパーに記載された機能群との関係

機能群	機能ブロック	個別機能	実装要否
サービス連携	共通サービス	開発ポータルサイト	必須※1
		双方向コミュニケーションポータルサイト	任意
		パーソナライズ	任意
		コンテンツ管理	任意
		地域ポイント管理	任意
		オプトイン管理	任意
		可視化・分析ダッシュボード	必須※2
	オープン API	（外部連携機能群を参照）	任意
	API 管理	API ライフサイクル管理	必須※3
		API ゲートウェイ	必須
都市 OS 間連携	認証連携	任意	
	データ連携	任意	
認証	認証・認可	認証	必須※4

機能群	機能ブロック	個別機能	実装要否
		認可	必須※4
		個人認証	任意
		シングルサインオン	任意
	ユーザ管理	アカウント管理	必須※4
		ロール管理	必須※4
		ポリシー管理	必須※4
サービスマネジメント	サービス管理	サービスライフサイクル管理	任意
		サブスクリプション管理	任意
	サービス利用履歴管理	利用履歴管理	任意
データマネジメント	データ仲介	データ蓄積	必須※5
		データ分散	必須※5
		イベント処理	任意
	データ管理	データストア	任意
		ユニーク ID 管理	任意
アセットマネジメント	デバイス管理	デバイスライフサイクル登録	任意
		デバイス状態管理	任意
		デバイス制御（アクチュエーション）	任意
		デバイス監視	任意
		デバイス認証	任意
	システム管理	システムライフサイクル登録	任意
		システム状態管理	任意
外部データ連携	データ処理	データ変換	必須※6
		データ受付（キューイング）	必須※6
		データ取得（クローリング）	必須※6
		データ補完	任意
	データ伝送	プロトコル変換	任意
		分野間データ検索	任意
		分野間データ交換制御	任意
分野間データ交換記録		任意	
セキュリティ	技術的対策	認証	必須
		暗号化	必須
		不正アクセス防止	必須
		不正アクセス検知／遮断機能	必須
	管理的対策	脆弱性管理	必須
		ログ管理	必須
運用	システム管理	拡張容易性	必須
		可用性	必須
	管理プロセス	都市 OS 企画・開発管理	任意

機能群	機能ブロック	個別機能	実装要否
外部連携		サービス移行管理	任意
		システム運用管理	<u>必須</u>
	認証系 API	認証・認可	任意
		属性取得	任意
		個人認証	任意
	データマネジメント系 API	データアクセス	<u>必須※6</u>
		パブリッシュ/サブスクライブ	<u>必須※6</u>
		データ仲介	<u>必須※6</u>
		パーソナルデータ	任意
	サービス連携 API	サービス連携（決済等）	任意
		地域ポイント管理	任意
		オプトイン管理	任意
		カタログ管理	任意
	アセット/他システム連携インタフェース	片方向通信	<u>必須</u>
		双方向通信	任意
ネットワークインタフェース		任意	

③ 機能要件に係る留意事項

- ア API やデータモデルについては、デジタル庁が公開している「API 導入実践ガイドブック」を参照の上、設計、構築等を行うこと。
- イ API は原則オープン API（仕様としては NGSIv2 等を想定）として提供するものとし、データカタログサイトで公開すること。
- ウ データの相互運用性を確保するために、データモデルについては Government Interoperability Framework（以下「GIF」という。）への準拠を基本とし、オープンな標準を優先的に利用すること。

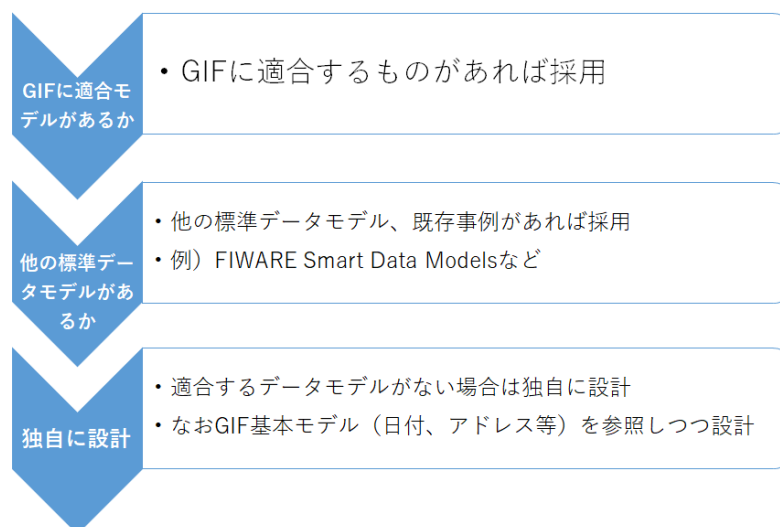


図 4 データモデル設計プロセス

3. 非機能要件

(1) 性能要件

データ利活用基盤の性能については、表4に掲げる要件を満たすこと。

表4 性能要件

サービスレベル	内容	目標値
サービス提供時間	計画停止時間を除く、利用者が本サービスを利用できる時間	24 時間 365 日
オンラインレスポンスタイム	オンライン処理における反応時間 なお、当初連携を行うサービスにおける利用状況の想定はそれぞれ以下のとおり。 ・移住定住ポータルサイト 月間最大アクセス数 13, 000pv ・感染症ポータルサイト 月間最大アクセス数 3, 300, 000pv	3 秒
ユーザ数	登録可能なアカウント数	100 件以上
データ量	蓄積可能なデータ容量 ※随時、拡張可能な構成であること	1TB 以上

(2) 柔軟性・拡張性

データ利活用基盤は、将来の利用拡大時においても「3 (1) 性能要件」、「6 (1) 利用要件」に示した内容を満たすような柔軟性・拡張性を備えたシステムとすること。

また、データ利活用基盤の利用期間終了時において、次期データ連携基盤へ蓄積されたデータ等を抽出し移行することが想定されるため、CSV 等の汎用的なデータ形式等出力等が可能であること。

(3) 信頼性・可用性

冗長化構成、動作障害等の定期的な確認、各種データやシステム設定等の適切なバックアップ等により、計画的なメンテナンス等を除き、表5に掲げる信頼性・可用性を確保すること。

表5 障害復旧等に係る要件

項目	内容
RPO (目標復旧地点) (平常業務停止時)	データ連携等の停止を伴う障害が発生した際には、障害発生時点までのデータ復旧を目標とする

R T O（目標復旧時間） （平常業務停止時）	データ連携等の停止を伴う障害が発生した際には、12時間以内でのシステム復旧を目標とする
R L O（目標復旧レベル） （平常業務停止時）	データ連携等の停止を伴う障害が発生した際には、全システム機能の復旧を実施する
システム再開目標 （大規模災害時）	情報システムに甚大な被害が生じた場合、情報システムは1ヶ月以内に再開することを目標とする
稼働率	年間のシステム稼働率は、99.9%を目標とする

（４） セキュリティ対策

山梨県情報セキュリティ基本方針及びホワイトペーパー、スマートシティセキュリティガイドラインに準拠するほか、表6に掲げる要件によりセキュリティを確保すること。

表 6 セキュリティ要件

項目	内容
アクセス・利用制限	利用者毎のアクセス管理を行い、割り当てられた権限の範囲でのみ操作可能な仕組みであること。
ウィルス対策	ウィルスやマルウェア等に対する対策を講じること。
データの秘匿	伝送データについては、SSL/TSL等の暗号化通信により第三者からの盗聴や改ざん等をされることがなく安全に通信できること。 蓄積データについては、認証情報を暗号化し管理すること。
ログ対応	データ利活用基盤が行う通信や処理に関するログを取得し、12ヶ月保存すること。
バックアップ	信頼性・可用性に示した要件を満たすために必要なバックアップを行うこと。

4. 委託業務内容

（１） データ利活用基盤の設計、構築に係る作業

受託者は、データ利活用基盤を構築するために以下の作業を行う。

- ア 必要とする機能について分析を行い、データ利活用基盤に実装すべき機能を整理した機能説明書を作成する。
- イ アの内容をクラウド上に構築するための設計を行うとともに、運用保守業務やセキュリティ対策についての設計を行う。

ウ ア及びイの内容を実装するためにクラウド上において各種設定等を行うとともに、必要なシステムの開発を行う。

(2) データ利活用基盤へのデータの登録と API の実装

受託者は、データ利活用基盤の運用当初に必要なデータの登録及び API の実装のために以下の作業を行う。

ア 表 7 に示すデータをデータ利活用基盤に登録する。なお、データ定義に当たっては 2 (3) ③ウに記載した点を留意すること。また、今後、表 8 に示すデータを登録する可能性があるため、併せて留意すること。

表 7 当初登録予定データ一覧

項目	内容
統計情報	やまなし統計データバンクに掲載されている統計表 (300 表程度)
施設等の情報	移住定住ポータルサイトに提供する公共施設等の情報。以下を想定し、それぞれ CSV ファイルでの提供を予定 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクデータ (市町村から) ・医療機関データ (やまなし医療ネット) ・学校データ ・飲食店データ (やまなしグリーンゾーン)
新型コロナウイルス関連情報	やまなし感染症ポータルサイトで公表しているデータ (陽性者数及び属性、病床利用率等)

表 8 今後登録する可能性があるデータ

項目	内容
テキストデータ	県などがオープンデータとして提供しているデータなど
GIS 情報	県の統合型 GIS であるマップ de 山梨で提供しているデータなど
画像情報等	県のオープンデータの一部として提供される画像ファイルなど

イ 登録されたデータを外部のシステム等が利用するための API の設計を行い実装する。なお、API の設計に当たっては、2 (3) ③に記載した点を留意すること。

ウ 登録されたデータや API がカタログサイトにおいて見やすく表示されるように各種設定等を行う。

エ 実装された API により、やまなし移住・定住総合ポータルサイト、やまなし感染症ポータルサイトが表 7 のデータを取得するために行う改修作業において、データ取得に関するテストを支援する。

(3) マニュアルの作成と講習等の実施

受託者は、データ利活用基盤の利用者が自らデータの登録や簡易可視化機能の利用が可能となるよう、マニュアルの作成及び講習等を実施する。

ア データ登録のための手順を示したマニュアルを作成する。なお、その際には、2(3)③ウに基づいて、データ定義を行うための考え方についても併せて示すこと。

イ 簡易可視化機能を利用するためのマニュアルを作成する。なお、その際には、簡易可視化機能を活用したダッシュボードの例として以下のサンプルを作成する。

- ・ 移住定住に関連する施設を地図上に表示したダッシュボード
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する日々の情報をグラフ等で表示したダッシュボード

ウ 県の指定する利用者に対し、ア及びイで作成したマニュアルに基づいた講習をそれぞれ1回以上実施する。なお、講習はオンラインを想定しており、研修会場が必要な場合には県が確保を行う。

エ 上記とは別に、緊急時の運用管理に関する説明を県の管理者に対して行う。

オ 講習に関して利用者から質疑があった場合には、県の担当者と協力して回答等を行う。

5. 作業要件

(1) 作業体制

ア データ利活用基盤の構築業務にあたっては、業務全体を統括する責任者を配置すること。また、業務を円滑に進めるために必要な作業体制を整えること。

イ 業務全体を統括する責任者は、業務遂行に必要な知識（技術的要素を含む）及びプロジェクト管理に係る知識・経験を有する者とする。

ウ 業務全体を統括する責任者を県との連絡窓口とすること。また、進捗会議等に参加し、経過報告等を行うこと。

エ 業務全体を統括する責任者及び作業管理者は、県が事前に承認した場合を除き、履行期限まで同一の者が担当すること。

オ 受託者は契約締結後、プロジェクト計画書を速やかに作成し、県に説明した上で県の承認を得ること。なお、当該計画書にはデータ利活用基盤の構成図、作業等体制図などの資料を付すこと。

6. 運用等要件

(1) 利用要件

データ利活用基盤は、表 9 に掲げる利用要件を満たすこと。

表 9 利用要件

サービスレベル	内容	目標値
問い合わせ	問い合わせ、障害申告の受付、対応	受付：24 時間 365 日 回答：平日・日中帯 (9:00～17:00)
計画停止		1 週間前までにメン テナンス通知

(2) 運用支援等

データ利活用基盤の運用に当たっては、以下の運用支援等を行うこと。

- ア 県が指定する利用者に対するデータ登録、簡易可視化機能の利用に関する講習（年 1 回）
- イ 利用者が行うデータ登録、簡易可視化機能の利用に関する照会対応
- ウ システムの監視と障害等への対応
- エ セキュリティ対応などのために必要なパッチ等の適用、アップデート
- オ 月 1 回程度の定例会の実施（利用状況、システムの運用状況等の報告など）（報告書等、定例会議事録の提出を含む）

7. 成果物

(1) ドキュメント等の一覧

受託者は、本業務完了時に表 10 に示したドキュメント等を納品すること。

表 10 ドキュメント等の一覧

No	名称	媒体・部数	納期限	備考
1	プロジェクト計画書	製本 正・副 各 1 部 電子 正・副 各 1 部	R5. 3. 31	契約後 1 4 日以内に提出し、承認を得ること。
2	機能説明書	製本 正・副 各 1 部 電子 正・副 各 1 部	R5. 3. 31	設計終了後 1 4 日以内に提出し、承認を得ること。 システム構成、機能一覧・概要
3	API 仕様書	製本 正・副 各 1 部 電子 正・副 各 1 部	R5. 3. 31	設計終了後 1 4 日以内に提出し、承認を得ること。 API の一覧、使用方法、利用規約

4	蓄積データ一覧	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	運用開始前14日以内に提出し、承認を得ること。移行後に結果報告書を提出すること。登録データ一覧、データ定義
5	運用設計書	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	運用開始前14日以内に提出し、承認を得ること。初動対応内容・手順等を含む
6	管理資料	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	運用開始前14日以内に提出し、承認を得ること。管理者・利用者マニュアル、ログオン手順、バックアップ取得設定、復元手順、障害発生時対応手順等
7	ソフトウェア一式（該当がある場合）	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	導入したソフトウェア一覧（数量、用途、インストール先ハードウェアを記載）、ライセンス証書、マニュアル等付属物、インストール媒体（フリーソフトも含む）など
8	作業進捗報告書	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	必要に応じて適宜提出する。（定例会議事録を含む）
9	運用支援等報告書	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	必要に応じて適宜提出する。各種照会対応、障害対応記録など（定例会議事録を含む）
10	その他資料	製本 正・副 各1部 電子 正・副 各1部	R5.3.31	No1～9に掲げるもの以外で必要と認められるドキュメントなど

(2) 事前承認

ドキュメント等の納品前に、県の承認を受けること。事前確認において修正を求められた箇所については、速やかに修正すること。

(3) 作成上の注意

- ア 製本2部と電子媒体2部を納品すること。ただし、ソフトウェアのライセンス証書等の書類については、2部のうち正版に原本を、副版に写しを付すこと。なお、納品に必要な資材は受託者が用意すること。
- イ 製本はA4縦版を原則とし、チューブファイル等に分類して納品すること。なお、図面等についてはA3用紙を用いても構わない。
- ウ チューブファイルへの分類に際しては、ファイルごとに目次及びインデックスを付すこと。
- エ 電子データは、原則としてMicrosoft Office 2016（Word、Excel、PowerPoint）で参照・編集できる形式とすること。

オ ソフトウェアの付属物や保証書などは、それぞれの対象ごとに分類・整理し一覧を付して納品すること。

8. その他

(1) 情報セキュリティ要件

- ア 受託者は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティの確保について、契約書別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- イ 受託者は、山梨県が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設等を利用する際、山梨県情報セキュリティ基本方針等を遵守し、万全のセキュリティ対策を実施すること。
- ウ 受託者は、万が一セキュリティ事故が発生した場合、山梨県の指示に基づき、原因の分析及び再発防止策を作成し山梨県の承諾を得た上で実行すること。
- エ 受託者は、山梨県情報セキュリティ基本方針等の見直しが行われた場合、その内容に準拠すること。
- オ 受託者は、情報セキュリティの侵害及びそのおそれがあることを発見した場合、速やかに山梨県に報告すること。
- カ 情報セキュリティ対策に関して、山梨県が受託者に履行状況の報告を求めた場合、速やかに応じること。なお、契約締結時には、仕様書様式「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」を本県に提出すること。また、これらの状況に変更があった場合には、速やかに山梨県に提出すること。
- キ 受託者は、情報セキュリティ対策が不十分な場合、山梨県の求めに応じ、山梨県と協議を行い、合意した対応を実施すること。

(2) 機密保持

- ア 受託者は、本業務を実施するに当たり、山梨県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、次のアからオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - 1) 山梨県から取得した時点で、既に公知であるもの
 - 2) 山梨県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - 3) 法令等に基づき開示されるもの
 - 4) 山梨県から秘密でないと指定されたもの
 - 5) 第三者への開示又は本業務以外の目的で利用することにつき、事前に山梨県と協議の上、承認を得たもの
- イ 受託者は、山梨県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

- ウ 受託者は、本業務に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- エ 受託者は、本業務に係る検査後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る山梨県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、山梨県から貸与されたものについては、検査後1週間以内に山梨県に返却するものとする。

(3) 知的財産権の帰属等

- ア 本業務に関し作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、受託者が本業務以前より権利を保有していた等の明確な理由により、本業務に係る契約時等にあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外、山梨県が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、全て山梨県に帰属するものとする。また、山梨県は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法（昭和45年法律第48号）第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- イ 本業務に係り発生した権利については、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ウ 本業務に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- エ 本業務に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用を負担するとともに使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、事前に山梨県へ報告し、承認を得ること。
- オ 本業務に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- カ 著作権以外の知的財産権について、本調達で発生した権利は、原則、山梨県に帰属することとし、第三者が有する知的財産権を利用する場合は、受託者の責任において解決すること。ただし、山梨県から提供するものは除く。

(4) 業務の再委託

- ア 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。
ただし、受託者が、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について申請し、山梨県が承認した場合は、この限りでない。
- イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。
- ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、本仕様書「8（1）情報セキュリティ要件」、「8（2）機密保持」及び「8（3）知的財産権の帰属等」を含

め、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

- エ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。
- オ 受託者は、山梨県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について山梨県に対し報告し、また山梨県が自ら確認することに協力するものとする。
- カ 受託者は、山梨県が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、山梨県の承認を得るものとする。

(5) 契約不適合責任等

検査完了後に、本業務について本仕様書との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受託者の責任、負担において、山梨県と協議の上、迅速に当該契約不適合に係る履行の追完等を行うものとする。なお、履行の追完を実施した際には、書面にて山梨県に報告を行うこと。

(6) 遵守事項

- ア 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- イ 山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規定を遵守すること。

(7) デジタル田園都市国家構想推進交付金事業

本事業は内閣府のデジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE2）の交付決定を受けて実施するものであるため、業務実施にあたっては、デジタル田園都市国家構想推進交付金交付要綱にしたがって実施する。このため受託者は以下の点に留意して事業を進めること。

- 交付金に係る報告資料等の作成にあたり、発注者の指示に基づき、必要な資料・情報を提供すること。なお、必要に応じて証憑書類（人件費単価の積算根拠、業務従事日誌等）の提出を求める場合がある。

(8) 特記事項

本仕様書に定めのない事項については、山梨県と受託者が協議の上、別に定めることとする。